



長岡京市障がい福祉計画（第7期計画）
長岡京市障がい児福祉計画（第3期計画）



令和6年3月
長岡京市

はじめに

本市では、令和3年3月に障害者基本法に基づき、「第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」（令和3年度～令和8年度）、障害者総合支援法に基づき、「長岡京市障がい福祉計画（第6期計画）」（令和3年度～令和5年度）、児童福祉法に基づき、「長岡京市障がい児福祉計画（第2期計画）」（令和3年度～令和5年度）を策定し、「誰もが共に自分らしく暮らす 住みたいまち 住みつけたいまち 長岡京」を基本理念とし、市民の誰もがお互いの違いを認め合い、共に支え合う「共生社会」の推進をすすめてまいりました。



この度、令和5年度で計画期間が終了となる2つの計画について、次なる3年間の計画として「長岡京市障がい福祉計画(第7期計画)・長岡京市障がい児福祉計画(第3期計画)」を策定しました。これは本市における障がい福祉支援体制を充実させるために、今後3年間の必要なサービスの見込量や地域生活支援事業における実施事業を定めたものです。今後は、関係機関等と連携しながら本計画の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました「地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会」の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、パブリックコメントにてご意見をお送りいただきました市民の皆様及び障がい福祉事業所の皆様に、心から感謝いたしますとともに、厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

長岡京市長 中小路 健吾

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨等	1
第2章 長岡京市の現状	5
1 障がいのある人等の概況	5
2 障がい福祉サービス等の推移	7
3 現状のまとめ	10
第3章 障がい福祉サービスの提供体制	12
1 成果目標・活動指標	12
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
(3) 地域生活支援の充実	13
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	14
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	15
(6) 相談支援体制の充実・強化等	16
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	17
(8) 発達障がい者等に対する支援	17
2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策	18
(1) 訪問系サービス	18
(2) 日中活動系サービス	22
(3) 施設系サービス	30
(4) 相談支援	33
3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	36
(1) 必須事業	36
(2) 任意事業	43
4 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策	47
第4章 計画の推進体制	54
(1) 連携体制の充実	54
(2) 計画の進行管理	54
(3) 国への働きかけ	54
資料編	55
(1) 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱	55
(2) 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会委員名簿	57
(3) 策定経過	58
(4) 用語解説	59

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

① 計画策定の趣旨

本市では、「第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画（以下「基本計画」という。）」の基本理念「誰もが共に自分らしく暮らす 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京」に基づき、障がい福祉施策を推進しています。また、「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例（以下「条例」という。）」では、お互いの違いを認め合い、多様な個人が共に支え合って暮らす共生社会の実現を目指すことをうたっています。

本計画は、基本計画と条例、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）と児童福祉法の趣旨を踏まえ、本市における障がい福祉支援体制を充実させるために、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保についての目標や、各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めるものです。

② 法令の根拠

「長岡京市障がい福祉計画（第7期計画）」は障害者総合支援法第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「長岡京市障がい児福祉計画（第3期計画）」は児童福祉法第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として定めます。

■障害者総合支援法(平成17年法律第123号)

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

③ 計画の対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけでなく、発達障がいのある人、難病のある人（難治性疾患患者）、自立支援医療（精神通院医療費）の公費負担を受けている人、疾病を抱えている子ども、発達に課題のある子どもなどの、日常生活や社会生活で支援を必要とする人を対象として、「障がいのある人等」としています。

《「障がい」のとらえ方について》

- 障害者基本法第2条において「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。
- 平成25年度から、障害者総合支援法第4条において、上記に準じる定義に難病等が加わりました。今後も医療・福祉制度の状況等により時代とともに変化し、その定義や分類に変更の可能性があります。

④ 計画の期間

計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
障がい者（児） 福祉基本計画	第6次計画					
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

⑤ 計画の基礎とした資料

本計画期間は、基本計画の計画期間中であることから、基本計画策定のために令和元年に実施したアンケート調査やヒアリング調査などを基礎資料とします。

●市民アンケート調査

調査対象	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
抽出方法	無作為抽出 ※療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を除き、「64歳以下」と「65歳以上」に区分した上で抽出割合を変更	無作為抽出 ※精神障害者保健福祉手帳所持者を除く	無作為抽出
配布数	2,000件		
	1,000件 18歳未満：36件 18-64歳：464件 65歳以上：500件	500件 18歳未満：102件 18-64歳：386件 65歳以上：12件	500件 18歳未満：6件 18-64歳：399件 65歳以上：95件
回収数 [※]	802件		
	498件 18歳未満：19件 18-64歳：236件 65歳以上：241件	211件 18歳未満：40件 18-64歳：155件 65歳以上：10件	165件 18歳未満：2件 18-64歳：121件 65歳以上：39件
回収率	40.1%		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和元年8月30日～9月13日		

※回収数については、手帳の複数所持、所持手帳種類や年齢の設問での不明・無回答により、合計と一致しない場合があります

●事業所アンケート調査

調査対象	長岡京市民の利用実績のある、 京都府下の障がい福祉サービスを提供する法人
配布数	132件（うち乙訓圏域内51件）
回収数	78件（うち乙訓圏域内36件）
回収率	59.1%
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年8月30日～9月13日

●関係団体等ヒアリング調査

調査対象	長岡京市の障がい福祉に関わりのある、 当事者団体や家族会、学校、事業所
回答団体 (★印は面談による聞き取りを行った団体)	<p>①当事者 (5 団体) : ★長岡京市肢体障がい者協会 / ★長岡京市視覚障害者協会 / ★長岡京市難聴者協会 / ★長岡京市ろうあ協会 / 日本オストミー協会京都府支部</p> <p>②家族 (13 団体) : ★乙訓障害児父母の会 / ★乙訓手をつなぐ親の会 / ★若竹会 / ひまわり会 / 乙訓の里親の会 / ★あらぐさ会 / 乙訓楽苑家族会 / ★友愛印刷親の会 / ★乙訓やよい会 / すぷらうと / フェリーチェ / 乙訓心臓病の子どもを守る会 / 花ノ木医療福祉センター利用者の家族</p> <p>③事業所 (法人) (26 団体) : 乙訓福祉施設事務組合 / ★乙訓福祉会 / あらぐさ福祉会 / 長岡京市社会福祉協議会 / 乙の国福祉会 / 向陵会 / 友愛之郷 / やまびこ / ENDEAVOR JAPAN / 草のたね合同会社 / 乙訓障害者事業協会 / ★てくてく / K Tワークーズ / 道 / スマイルアライアンス / 長岡京障がい福祉療育会 / プラスジャパン / ★からふる乙訓 / CURE / ホップすてーしょん / 親生 / ヴィケア / green grass / 京都聴覚言語障害者福祉協会 / 海印寺徳寿会 / 京都国際社会福祉協力会</p> <p>④学校 (4 団体) : 向日が丘支援学校 / 向日が丘支援学校 P T A / 特別支援学級〔長岡第四小学校〕 / 特別支援学級〔長岡第四中学校〕</p>
配布数	66 件 (当事者団体・家族会・学校 31 件、事業所 (法人) 35 件)
回収数	57 件 (当事者団体・家族会・学校 22 件、事業所 (法人) 35 件)
回収率	86.4%
調査方法	郵送による配布・回収 (希望団体のみ面談による聞き取り)
調査期間	令和元年 8 月 30 日～9 月 13 日 (郵送調査) 令和元年 10 月 7 日～11 月 12 日 (面談調査)

⑥ 計画策定の経緯

学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等から成る「長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会」を開催し、計画について審議しました。

また、ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和 5 年 12 月 4 日～令和 5 年 12 月 28 日
意見提出数	5 名 (20 件)

第2章 長岡京市の現状

1 障がいのある人等の概況

本市の総人口は多少の増減はあるものの微増傾向で推移しています。年齢3区分別で見ると、18 - 64歳・65歳以上人口は増加していますが、18歳未満人口は減少しています。

障がい者手帳所持者数は増加しており、総人口に対する障がい者手帳所持者数の割合も増加しています。直近の5年間では、身体障害者手帳所持者数が約1.04倍、療育手帳所持者数が約1.10倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約1.22倍となっています。年齢3区分で見ると、身体障害者手帳所持者は65歳以上が約8割を占めています。

自立支援医療（精神通院）支給決定者数も直近の5年間で約1.19倍となっています。

【年齢3区分別総人口の推移】

	H31.4.1 (A)	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1 (B)	B/A
18歳未満	13,693	13,585	13,512	13,604	13,584	0.99
18-64歳	45,894	45,799	45,726	46,035	46,561	1.01
65歳以上	21,550	21,702	21,835	21,868	21,803	1.01
合計	81,137	81,086	81,073	81,507	81,948	1.01

資料：長岡京市住民基本台帳人口（単位：人）

【障がい者手帳所持者数の推移】

	H31.3.31 (A)	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31 (B)	B/A
身体障害者手帳	4,802	4,859	4,921	4,977	5,012	1.04
療育手帳	651	654	666	685	719	1.10
精神障害者保健 福祉手帳	580	618	624	651	707	1.22
合計	6,033	6,131	6,211	6,313	6,438	1.67
総人口に対する 障がい者手帳所 持者数の割合	7.4	7.6	7.7	7.7	7.9	

注：一人で複数の手帳を所持する人がいるため、合計と実人数は異なります。

資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数、市町村別療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、単位：人、%）

【障がい種別・等級別 身体障害者手帳所持者の内訳（R5.3.31現在）】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
視覚障がい	97	133	27	23	50	30	360	7
聴覚・平衡	8	84	51	103	4	158	408	8
音声・言語・そしゃく	4	11	32	9	0	0	56	1
肢体不自由	490	433	349	579	392	153	2,396	48
内部障がい	863	26	356	545	2	0	1,792	36
合計	1,462	687	815	1,259	448	341	5,012	100
18歳未満	30	12	10	2	3	3	60	1
18-64歳	283	155	138	163	97	57	893	18
65歳以上	1,149	520	667	1,094	348	281	4,059	81

資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、単位：人、％）

【判定別 療育手帳所持者の内訳（R5.3.31現在）】

	A	B	合計	割合
18歳未満	48	80	128	18
18-64歳	237	308	545	76
65歳以上	23	23	46	6
合計	308	411	719	100

資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府、単位：人、％）

【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳（R5.3.31現在）】

	1級	2級	3級	合計
全年齢	38	326	343	707

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、単位：人、有効期限内）

【自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移】

	H31.3.31 (A)	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31 (B)	B/A
全年齢	1,197	1,236	1,429	1,342	1,422	1.19

資料：自立支援医療費（精神通院）支給認定者数（京都府、単位：人、有効期限内）

2 障がい福祉サービス等の推移

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの総費用額（決算額）は、制度開始以降、増加し続けています。

障がい福祉サービスの推移をみると、実利用人数、一人当たり費用月額の内いずれも増加しており、1人当たり費用月額は、国と比べて約6万円高くなっています。

障がい児福祉サービスの推移をみても、実利用人数、1人当たり費用月額は多少の増減はあるものの増加傾向にあります。

サービス別に利用圏域（事業所所在地）をみると、施設系サービスは、本市・向日市・大山崎町で構成される乙訓圏域より他圏域の割合が高くなっています。また、障がい児福祉サービスは、ほとんどが乙訓圏域の利用となっています。

【障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの総費用額（決算額）の推移】

年度	H30	R1	R2	R3	R4
障がい福祉サービス	1,610,888	1,694,476	1,767,617	1,900,956	1,968,124
訪問系	414,641	470,695	479,569	515,615	547,509
日中活動系	927,433	953,226	994,467	1,071,471	1,073,629
施設系	245,347	246,686	267,975	286,934	316,201
相談系	23,467	23,869	25,606	26,936	30,785
障がい児福祉サービス	204,878	246,994	283,539	331,877	372,127
通所系	187,222	231,647	267,369	314,133	353,981
相談系	17,656	15,347	16,170	17,744	18,146
合計	1,815,766	1,941,470	2,051,156	2,232,833	2,340,251
前年度比		+125,704	+109,686	+181,677	+107,418

資料：国民健康保険団体連合会（単位：千円）

【障がい福祉サービスの推移】

年度	H30	R1	R2	R3	R4
実利用者数	528	538	570	597	621
総費用月額	135,341	147,242	162,052	168,582	180,665
訪問系	35,848	39,442	43,478	45,930	48,543
日中活動系	77,616	82,787	92,795	94,252	99,893
施設系	19,461	22,733	23,485	25,930	29,435
相談系	2,416	2,280	2,294	2,470	2,794
一人当たり費用月額	256	274	284	282	291
※相談系サービス除く	252	269	280	278	286
[国資料] 1人当たり費用月額 ※相談系サービス除く	206	211	217	222	

資料：長岡京市障がい者福祉システム（単位：人、千円、各年度3月利用分）

【障がい児福祉サービスの推移】

年度	H30	R1	R2	R3	R4
実利用者数	334	360	402	437	463
総費用額	19,109	23,745	27,793	31,298	36,107
通所系	17,412	21,961	26,163	29,368	34,046
相談系	1,697	1,784	1,630	1,930	2,061
一人当たり費用月額	57	66	69	72	78

資料：長岡京市障がい者福祉システム（単位：人、千円、各年度3月利用分）

【障がい福祉サービスの利用圏域（事業所所在地）】

サービス区分	請求件数	事業所所在地	
		乙訓圏域 割合	他圏域 割合
訪問系サービス	411	334	77
		81	19
日中活動系サービス	490	342	148
		70	30
施設系サービス	139	63	76
		45	55

資料：国民健康保険団体連合会（単位：件、%、令和5年3月分）

【障がい児福祉サービスの利用圏域（事業所所在地）】

サービス区分	請求件数	事業所所在地	
		乙訓圏域 割合	他圏域 割合
障がい児通所サービス	552	534	18
		97	3

資料：国民健康保険団体連合会（単位：件、%、令和5年3月分）

【相談支援の利用圏域（事業所所在地）】

サービス区分	受給者数	事業所所在地	
		乙訓圏域 割合	他圏域 割合
計画相談支援 (障がい福祉サービス)	609	495	114
		81	19
障がい児相談支援 (障がい児通所サービス)	473	466	7
		99	1

資料：国民健康保険団体連合会（単位：人、%、令和5年3月時点）

3 現状のまとめ

① 訪問系サービス

- 乙訓圏域の訪問系サービスの事業所は増えてきています。
- ヘルパーの不足が全国的な課題となっています。報酬の適正化などの就労環境の改善や、離職を防ぐための取組みが必要です。
- サービスの担い手を確保するため、地域の学校などにおける福祉教育を充実させたり、福祉の仕事の魅力を発信したりするなど、障がい福祉サービスに携わることへの関心を育むことが大切です。

② 日中活動系サービス

- 乙訓圏域の生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業所は増えてきています。
- 短期入所は、地域生活に必要とされるサービスである一方、主に介護職員の確保が課題となり、乙訓圏域のサービス量が不足している現状があります。
- 乙訓圏域障がい者自立支援協議会による働きかけの結果、市内の介護施設が短期入所事業所の指定を受けて、障がい者の受け入れができるようになりました。
- 障害者総合支援法改正において、就労を希望する人がより良い選択ができるように支援する「就労選択支援」が令和7年10月から創設されます。
- 就労系サービスについて、本市は交通の便が良いことから、希望する仕事内容や労働条件に沿って、乙訓圏域外の事業所も選択しやすい環境にあります。そのため、利用者の減少により閉鎖された就労移行支援事業所があるなど、乙訓圏域のサービス量の充足には至っていません。
- 障がい者の高齢化・重度化への対応や、医療的ケアを必要とする重度障がい者への日中活動の場の提供等の支援が一層求められています。

③ 施設系サービス

- 乙訓圏域のグループホームの事業所は増えてきています。
- 乙訓圏域のグループホームでは、主に介護職員の不足により土日のサービス提供が行えず、週末もグループホームで暮らしたい利用者が自宅へ帰らざるをえないケースがあります。
- 地域での支援が十分に受けられないことから施設入所者数が減らない現状があります。

④ 相談支援

- 乙訓圏域の相談支援専門員は増えてきていますが、なお不足している状況です。
- 相談支援専門員の採算性の低さや資格取得に必要な実務要件（業務従事期間）の厳しさから、相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員が困難な状況が続いています。報酬の適正化などの就労環境の改善や、基幹相談支援センターからの助言等、相談支援専門員を支える体制の強化が必要です。

⑤ 地域生活支援事業

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、障がい者に対する合理的配慮の提供について、事業者はこれまで努力義務でしたが、令和6年4月から実施義務へと厳格化されます。
- 緊急時の相談体制の充実が求められています。
- 成年後見制度利用に関する周知や理解啓発を進め、環境を整える必要があります。
- 手話通訳などの奉仕員（ボランティア）養成や生活訓練等の事業は、コロナ禍において休止または実施規模を縮小していましたが、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染法上の5類分類を受けて、以前のように事業が実施できるようになり、参加者数が回復してきています。
- 移動支援や訪問入浴サービスなど、担い手不足のため、ニーズに対するサービス量が十分確保できていない事業があります。

⑥ 障がい児福祉サービス

- 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケアの必要な児童に対する支援の一層の充実が求められています。
- 乙訓圏域の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所は増えてきています。
- 新規参入の事業所もあることから、支援の質の向上の取組みが継続的に必要です。
- 令和6年4月の児童福祉法改正により、児童発達支援センターが地域の障がい児の健全な発達の中核的役割を担うことが明確化されます。また、障がい種別に関わらず障がい児を支援できるよう、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）が一元化されます。

第3章 障がい福祉サービスの提供体制

1 成果目標・活動指標

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」をもとに、本市や乙訓圏域の実情を考慮し、令和8年度における成果目標・活動指標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	① 地域生活に移行する人数 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	② 施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
本市の成果目標	① 地域生活に移行する人数	3人
	② 施設入所者数の削減	1人
	令和8年度末時点での施設入所者数	52人

※目標は令和8年度末時点

《本市における目標設定の考え方》

令和4年度末時点の施設入所者数は53人、令和3、4年度中の地域生活移行者数は1人でした。本計画においては、地域生活移行者数を3人（5.7%）、施設入所者の削減数を1人（1.9%）として定めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《活動指標：過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値	計画値		
		R5	R6	R7	R8
圏域の保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4	4	4

《本市における指標設定の考え方》

保健・医療・福祉関係者による協議の場は、乙訓圏域において設置済です。今後も引き続き、圏域内の市町や関係機関等との連携を強化しつつ、現状の体制を維持します。

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針	① 地域生活支援拠点等の充実	
	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	
本市の成果目標	② 強度行動障がいをもつ障がい者への支援体制の充実	
	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいをもつ障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	
本市の成果目標	① 圏域での地域生活支援拠点の整備	整備
	② 圏域での強度行動障がいをもつ障がい者への支援体制の整備	推進

※目標は令和8年度末時点

《本市における目標設定の考え方》

障がいのある人の地域生活支援を行うため、長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画の基本施設として地域生活支援拠点等を位置づけ、令和4年度に事業者を決定し、令和8年度の整備に向けて関係機関と連携しながら進めていきます。

強度行動障がいをもつ障がい者への支援体制については、乙訓圏域障がい者自立支援協議会を中心として、地域の支援ニーズを把握し、基幹相談支援センターや整備予定の地域生活支援拠点等、地域の中で複数の事業所や関係機関が連携して支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	① 一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
	ア. 就労移行支援事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
	イ. 就労継続支援A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。
	ウ. 就労継続支援B型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。
	② 就労移行支援事業所の一般就労率	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
	③ 就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
	④ 就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上となる事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
本市の 成果目標	① 一般就労への移行者数	14人
	ア. 就労移行支援事業	11人
	イ. 就労継続支援A型事業	2人
	ウ. 就労継続支援B型事業	1人
	② 就労移行支援事業所の一般就労率が5割以上の事業所	50% (※注)
	③ 就労定着支援事業の利用者数	6人
	④ 就労定着支援事業の就労定着率が7割以上の事業所	25% (※注)

(※注) 計画策定時の事業所は1か所ですが、増える可能性も踏まえ目標設定しています。 ※目標は令和8年度末時点

《本市における目標設定の考え方》

令和3年度末時点の一般就労への移行者数は9人(就労移行支援事業利用者8人、就労継続支援A型事業利用者0人、就労継続支援B型事業利用者1人)、就労定着支援事業の利用者数は4人でした。本計画においては、一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業利用者数を11人(1.37倍)、就労継続支援A型事業利用者数を2人(-)、就労継続支援B型事業利用者数を1人(1.00倍)とし、計14人(1.55倍)を一般就労移行者数の目標として定めます。また、市内の就労移行支援事業所における一般就労率が5割以上の事業所を50%、就労定着支援事業の利用者数を6人(1.5倍)、市内の就労定着支援事業所における就労定着率が7割以上の事業所を25%と定めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	① 児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	
	② 障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。	
	③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	
	④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	
本市の成果目標	① 圏域での児童発達支援センターの設置	設置
	② 障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	推進
	③ 圏域での児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保
	④ 圏域での医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	配置

※目標は令和8年度末時点

《活動指標：過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値	計画値		
		R5	R6	R7	R8
医療的ケア児支援のための コーディネーターの配置数	人	2	2	2	2

《本市における目標・指標設定の考え方》

長岡京市共生型福祉施構想・基本計画の基本施設として児童発達支援センターを位置づけ、令和4年度に事業者を決定し、令和8年度の整備に向けて関係機関と連携しながら進めていきます。障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築については、子ども子育て支援事業計画との連携のもとに進めます。その他の目標については関係機関との連携のもと、既存の体制を維持していきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	① 相談支援体制の充実・強化等 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。	
	② 協議会の体制の確保 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。	
本市の成果目標	① 圏域での基幹相談支援センターの設置	設置
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	実施
	② 圏域での協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施

※目標は令和8年度末時点

《活動指標：過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値	計画値		
		R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	15	15	16	17
相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	2	4	4	4
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	3	4	4	4

※令和5年度は見込値

《本市における目標・指標設定の考え方》

総合的・専門的な相談支援機関としては、乙訓福祉施設事務組合内に乙訓障がい者基幹相談支援センターを設置しています。今後も、総合的・専門的な相談支援を実施できる体制を整え、地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを進めていきます。また、以前から自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じて圏域に共通する課題を整理し、サービス提供体制についての協議を行っていますが、引き続き乙訓圏域のサービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを進めていきます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	障がい福祉サービス等の質の向上 令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。		
本市の成果目標	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用		実施
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		実施

※目標は令和8年度末時点

《本市における目標設定の考え方》

京都府などが実施する障がい福祉サービス等に関する各種研修に本市職員を派遣し、障がい福祉に携わる職員の資質向上に取り組みます。

事業所が適正な運営を行えるよう、報酬請求の過誤などに関する審査結果の分析方法や共有方法について、事業所及び障害者自立支援審査支払等システム開発会社などと検討していきます。

(8) 発達障がい者等に対する支援

《活動指標：過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値	計画値		
		R5	R6	R7	R8
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の受講者数	人	10	10	10	10

※令和5年度は見込値

《本市における指標設定の考え方》

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるように、発達障がいのある人とその家族等に対する支援として、ペアレントトレーニング等を行います。

2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

※主要なサービスについては、グラフを掲載しています。

①居宅介護

《サービスの現状》

事業所は市内に 28 か所、乙訓圏域には他に 18 か所あります。

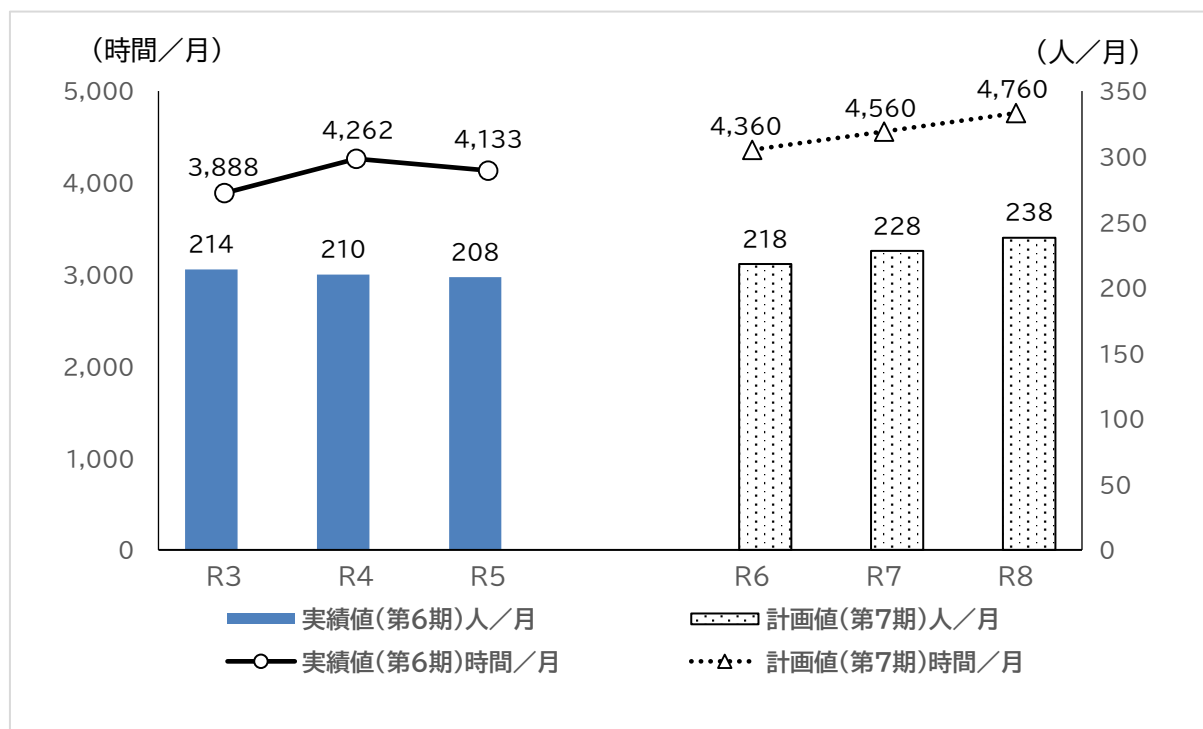
第 6 期実績値は、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日中活動や外出支援の利用控えがあり、居宅介護の利用が一時的に増加したことによるものです。

地域生活移行者数の増加や加齢に伴う在宅生活への移行等により、利用者数は今後も継続して増加していくことが見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1 か月あたり）》

		実績値（第 6 期）			計画値（第 7 期）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人	214	210	208	218	228	238
利用量	時間／人	19.9	19.8	19.9	20	20	20
	時間	3,888	4,262	4,133	4,360	4,560	4,760

※令和 5 年度は見込値



②重度訪問介護

《サービスの現状》

事業所は市内に20か所、乙訓圏域には他に15か所あります。平成30年4月より、入院時の病院でもサービスを受けることができるようになりました。

第6期実績値の利用者数はほぼ横ばいですが、利用時間は伸びています。今後も第6期と同様の推移が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	19	16	18	19	19	19
利用量	時間／人	248	314	339	350	350	350
	時間	4,718	5,028	6,118	6,650	6,650	6,650

※令和5年度は見込値

③同行援護

《サービスの現状》

事業所は市内に7か所、乙訓圏域には他に1か所ありますが、実績としては乙訓圏域外にある視覚障がい者を主な支援対象とする事業所の利用が多くなっています。

視覚障がい者の社会参加に欠かせないサービスのため、引き続き増加していくことが見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	25	25	14	26	27	28
利用量	時間／人	15.3	16.9	13.6	18	18	18
	時間	382	423	190	468	486	504

※令和5年度は見込値

④行動援護

《サービスの現状》

事業所は市内に 12 か所、乙訓圏域には他に 8 か所あります。

第 6 期実績値の利用者数及び利用時間は増加しています。今後も同様の増加が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1 か月あたり）》

		実績値（第 6 期）			計画値（第 7 期）		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数	人	38	36	43	44	45	46
利用量	時間／人	15.3	12.9	17.3	18	18	18
	時間	581	464	744	792	810	828

※令和 5 年度は見込値

⑤重度障害者等包括支援

《サービスの現状》

乙訓圏域に事業所はありません。

サービス対象者が限られていること、一つの事業所で複数のサービス内容を包括的に提供する必要がある、支援の仕組みが複雑である等の理由から、これまで利用実績はありませんでした。

今後も利用状況に変化がないことが見込まれます。

《訪問系サービスにおけるサービス量確保の方策》

事業者が行う支援員養成研修等の実施や支援員の募集に際して、会場確保や講師派遣、周知・広報等を通して人材確保を支援します。福祉の仕事に対する関心を高められるよう、高齢分野や教育分野と連携し周知・啓発に取り組みます。

また、支援員が障がい特性を理解した上で適切にサービスを提供できるよう、相談支援専門員との連携や、各連携会議等を通じて、関係者間での必要な情報の共有を進めます。

(2) 日中活動系サービス

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。
就労選択支援	就労を希望する又は就労の継続を希望する障がいのある人と協同し、就労に関する意向・適性・能力や必要な支援・配慮等の整理を行い、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援します（令和7年度創設）。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業などへの就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業などへの就労が困難な人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	医療が必要な人であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がいのある人を介助する人が病気などの場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

※主要なサービスについては、グラフを掲載しています。

①生活介護

《サービスの現状》

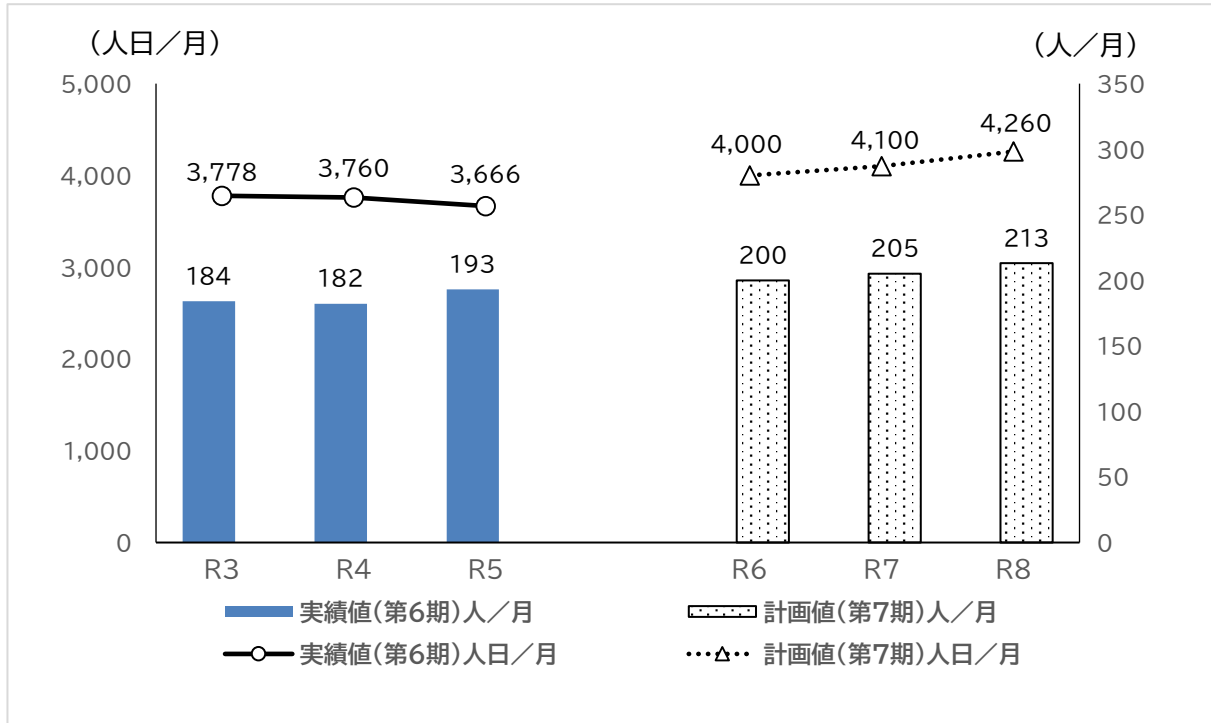
事業所は市内に6か所（定員 151 人）、乙訓圏域には他に5か所（定員 136 人）あります。また、市内の介護保険事業所1か所についても生活介護基準該当施設として市で指定しています。なお、乙訓圏域の法人が運営する京都市内の事業所が1か所（定員 20 人）あります。

毎年、特別支援学校の卒業生の進路先として、また加齢に伴う通所事業所の変更先として新規の利用希望があるため、今後も増加が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	184	182	193	200	205	213
利用量	日／人	20.5	20.7	19	20	20	20
	人日	3,778	3,760	3,666	4,000	4,100	4,260

※令和5年度は見込値



②自立訓練（機能訓練）

《サービスの現状》

乙訓圏域に事業所がないため、利用者は圏域外の事業所を利用しています。
第6期実績値の利用者数は0～2人であり、今後も同様の推移が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	0	1	1	2	2	2
利用量	日／人	0	15	22	22	22	22
	人日	0	15	22	44	44	44

※令和5年度は見込値

③自立訓練（生活訓練）

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所（定員10人）あります。乙訓圏域にその他の事業所はありません。

精神障がいのある人の利用を中心に今後も増加が見込まれます。

なお、第7期計画の活動指標である精神障がいのある人のサービス利用については、第6期の実績に基づき、利用を見込んでいます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	5	9	5	7	8	9
うち精神		4	8	4	6	7	8
利用量	日／人	10.6	16.1	16	18	18	18
	人日	53	145	80	126	144	162

※令和5年度は見込値

④就労選択支援

《サービスの現状》

令和7年度に創設される事業です。

特別支援学校を卒業する予定の人、就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）の利用を新たに希望する人や更新を希望する人の中から利用が見込まれますが、新規サービスのため、地域で既に行っている同様の取り組みとの棲み分けや乙訓圏域内に事業所が開所されるかなど、本計画策定時において未確定な部分があります。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人					1	1
利用量	日/人					14	14
	人日					14	14

⑤就労移行支援

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所（定員6人）あります。乙訓圏域にその他の事業所はありません。一般就労に向けて希望する仕事内容に沿った事業所を選択されるため、市外の事業所の利用もあります。

今後も精神障がいのある人や発達障がいのある人を中心として利用の増加が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	12	15	17	18	19	20
利用量	日/人	13.3	16.3	17.4	17	17	17
	人日	159	245	296	306	323	340

※令和5年度は見込値

⑥就労継続支援A型

《サービスの現状》

事業所は市内に3か所(定員50人)、乙訓圏域には他に3か所(定員50人)あります。希望する仕事内容に沿った事業所を選択される中で、圏域外の事業所の利用が増えてきています。

今後も継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量(1か月あたり)》

		実績値(第6期)			計画値(第7期)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	52	62	66	72	78	84
利用量	日/人	20.9	21	18.9	21	21	21
	人日	1,087	1,305	1,248	1,512	1,638	1,764

※令和5年度は見込値

⑦就労継続支援B型

《サービスの現状》

事業所は市内に8か所（定員 149 人）、乙訓圏域には他に7か所（定員 160 人）あります。また、乙訓圏域の法人が運営する京都市内の事業所が1か所（定員 40 人）あります。

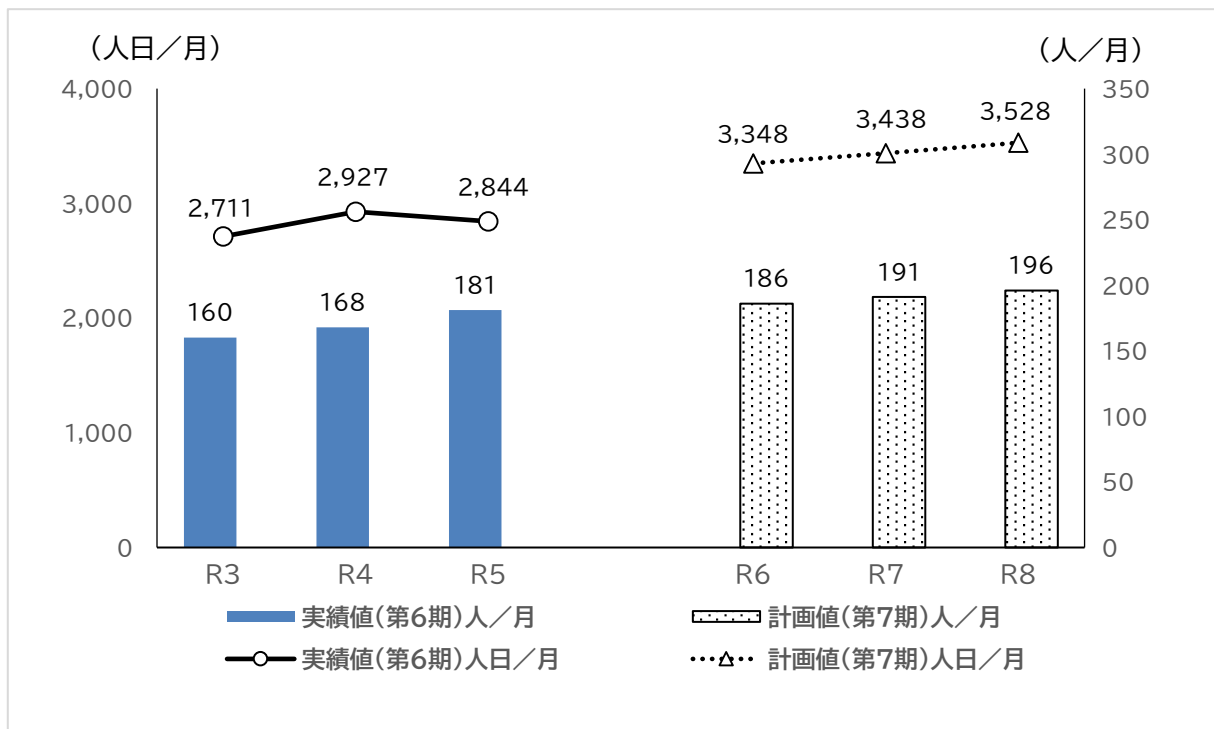
事業所ごとに主たる対象者や作業内容が様々であり、利用者の希望に沿った事業所を選択されるため、圏域外の事業所の利用もあります。

今後も継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	160	168	181	186	191	196
利用量	日/人	16.9	17.4	15.7	18	18	18
	人日	2,711	2,927	2,844	3,348	3,438	3,528

※令和5年度は見込値



⑧就労定着支援

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所です。乙訓圏域にその他の事業所はありません。

精神障がいの人に利用意向の高いサービスであり、今後も第6期実績値と同様の推移が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	4	7	4	5	5	6

※令和5年度は見込値

⑨療養介護

《サービスの現状》

乙訓圏域に事業所がないため、利用者は圏域外の事業所を利用しています。

今後も第6期実績値と同様の推移が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	16	17	17	17	17	17

※令和5年度は見込値

⑩短期入所（ショートステイ）

《サービスの現状》

事業所は、市内に7か所（13床）あり、そのうち5か所は施設系サービスとの併設型・空床型、2か所は単独型です。乙訓圏域には他に2か所（6床）あります。

今後も継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	53	65	56	60	64	70
利用量	日／人	3.6	4.7	3.9	4	4	4
	人日	193	303	220	240	256	272

※令和5年度は見込値

《日中活動系サービスにおけるサービス量確保の方策》

障がいのある人がニーズに沿った日中活動系サービスを利用できるよう、情報提供や関係機関との連携に努めます。生活介護や短期入所については、介護保険施設や医療機関等によるサービス提供の実現に向け、関係機関と協力しながら働きかけを行うとともに、令和8年度に共生型福祉施設において地域生活支援拠点及び短期入所を整備し、更なるサービス提供量の確保に努めます。

就労系事業所に対する支援については、引き続き、ほっこりんぐ事業や市行事における施設等からの物品や役務の調達を推進し、賃金水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るとともに、新規サービスである就労選択支援の提供体制の確保に努めます。

(3) 施設系サービス

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。

①共同生活援助（グループホーム）

《サービスの現状》

事業所は市内に14か所（定員116人）、乙訓圏域には他に3か所（定員29人）あります。特に知的障がいのある人の利用意向が高くなっています。

今後も継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

なお、第7期計画の活動指標である精神障がいのある人のサービス利用については、第6期の実績に基づき、約2割の利用を見込んでいます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	77	84	87	91	95	105
うち精神		17	16	18	19	20	22

※令和5年度は見込値

②施設入所支援

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所（定員20人）あり、対象は身体障がい者です。乙訓圏域にその他の事業所はないため、利用者の多くは圏域外の施設を利用しています。

今後は利用者の地域移行を見込み、利用者数の減少を見込んでいます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	51	53	57	56	54	52

※令和5年度は見込値

③自立生活援助

《サービスの現状》

乙訓圏域に事業所はありません。

第6期中の利用者はありませんでしたが、圏域外事業所の利用も想定し今後は1人の利用を見込んでいます。

なお、第7期計画の活動指標である精神障がいのある人のサービス利用については、各年1人を見込んでいます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	0	0	0	1	1	1
うち精神		0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込値

《施設系サービスにおけるサービス量確保の方策》

障がいのある人が、希望に応じて適切にサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。令和8年度に共生型福祉施設において地域生活支援拠点及びグループホームを整備し、さらなるサービス提供量の確保に努めます。

(4) 相談支援

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する全ての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、ひとり暮らしへ移行した人などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談などの必要な支援をします。

①計画相談支援

《サービスの現状》

事業所は市内に12か所、乙訓圏域には他に5か所あります。本市における利用者に対する計画作成導入率はほぼ100%となっています。

今後も継続して利用者数が増加していくと見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	151	165	166	174	182	190

※令和5年度は見込値

②地域移行支援

《サービスの現状》

事業所は市内に4か所、乙訓圏域には他に1か所あります。

第6期中の利用者は1人でした。今後も、精神障がいのある人の退院時や入所施設利用者の地域移行を想定し、利用者数を見込んでいます。

なお、第7期計画の活動指標である精神障がいのある人のサービス利用については、各年1人を見込んでいます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	1	0	0	2	2	2
うち精神		1	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込値

③地域定着支援

《サービスの現状》

事業所は市内に3か所、乙訓圏域には他に1か所あります。

第6期中の利用者はありませんでしたが、地域移行支援の利用者見込みと合わせて、利用者数を見込んでいます。

なお、第7期計画の活動指標である精神障がいのある人のサービス利用については、各年1人を見込んでいます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	0	0	0	1	1	1
うち精神		0	0	0	1	1	1

《相談支援におけるサービス量確保の方策》

相談支援専門員の人材確保・資質向上を図るため、国に対し、相談支援専門員を雇用できる十分な報酬措置を講じるよう引き続き要望していきます。また、増員を図るため、相談支援専門員養成研修を実施する京都府に対しても、研修の定員や実施回数の増加について、引き続き要望していきます。

令和8年度に共生型福祉施設において地域生活支援拠点及び計画相談支援事業所を整備し、さらなるサービス提供量の確保に努めます。

多様化する相談内容に対応するため、乙訓障がい者基幹相談支援センターの中核機関としての機能をより発揮させます。また、令和5年度から開始した重層的支援体制整備事業（とりこぼさない支援体制整備事業）に基づき、複雑化・複合化した課題を抱えた家庭に対し多機関が協働して支援を行います。これらの取り組みを通じて、相談支援事業者を支援します。

3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 必須事業

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
理解促進研修 ・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁（バリア）」を取り除くため、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。また、「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の趣旨を踏まえ、障がいに対する理解の向上と合理的配慮の提供の促進を図ります。
自発的活動 支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がいのある人や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、権利擁護の援助を行います。
成年後見制度 利用支援事業	障がい等により判断能力が十分でない状態にある人が、財産管理や日常生活上の契約等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援します。また、一定の要件に該当する人に対し、市長が本人や親族に代わって申立てを行う「市長申立て」や、申立て費用や成年後見人等への報酬費用についての助成を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障を伴う障がいのある人に対し、意思疎通支援者の派遣等を行います。
日常生活用具 給付等事業	障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具について、給付又は貸与を行います。
手話奉仕員 養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話の語いと手話の表現技術を習得した人を養成し、聴覚に障がいのある人が意思疎通の支援を通して、日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。
地域活動 支援センター	障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、社会との交流を促進します。

①理解促進研修・啓発事業

《サービスの現状》

あいサポート研修を実施し、多様な障がい特性や合理的配慮を学ぶことで、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」の養成に取り組んでいます。

視覚障がいのある国家資格所持者による無料のマッサージ体験会を委託して実施しています。体験会に来られた方のリピート利用が施術者の収入増等に繋がることにより就労支援の一助を担うとともに、地域住民の障がいに対する理解を深めます。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

	実績値（第6期）			計画値（第7期）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
あいサポート研修 （養成数：累計）				1,540	1,630	1,800
マッサージ体験会 （実施の有無）	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※あいサポート研修は第7期より計画に位置付けるため実績値は掲載していません。

《サービス量確保の方策》

より多くの市民や市内企業に啓発し、また障がいのある人の雇用就労を促進するため、市内のイベントとの同時開催や市内企業等との協力、連携のもとに事業を推進します。

②自発的活動支援事業

《サービスの現状》

長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」へ委託し、自身も障がいのあるピアカウンセラーが同じ立場で話を聞き、障がいのある方のこころのサポートを行うピアカウンセリングやピアカン企画を行っています。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

	実績値（第6期）			計画値（第7期）		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無				実施	実施	実施

※キャンバスのピアカウンセリング等は第7期より計画に位置付けるため実績値は掲載していません。

《サービス量確保の方策》

障がいのある人による活動を支援するため、委託して実施します。

③相談支援事業

《サービスの現状》

地域生活支援事業としての相談支援事業^{※1}を5事業所で実施しています。加えて、障がい特性に応じた専門性のある事業所2か所へ相談支援事業を委託しています。

基幹相談支援センターは乙訓福祉施設事務組合内に乙訓圏域で設置しています。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、2事業所で実施し、専門的職員を配置しています。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

▼障がい者相談支援事業（一般）

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業所数	か所	7	7	7	7	7	9
実利用人数 (平均値) ^{※2}	人	176	178	180	182	184	190
実利用人数 (年間合計) ^{※3}	人	2,116	2,140	2,164	2,188	2,212	2,284
基幹相談支援センター		設置	設置	設置	設置	設置	設置

※令和5年度は見込値

※1. 指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者で実施。

※2. 平均値とは、毎月の実利用人数の12カ月分の合計から、12を除いた数値です。

※3. 年間合計とは、毎月の実利用人数の12カ月分の合計です。

《サービス量確保の方策》

障がい福祉事業を主とする7法人等での実施と基幹相談支援センター等機能強化事業を継続して実施し、誰でも安心して相談ができ、必要な情報や助言が得られる体制の強化に努めます。なお、長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画の基本施設として整備予定の地域生活支援拠点及び児童発達支援センターにも同様の相談機能を設ける予定があることから、令和8年度の計画値に含めています。

基幹相談支援センターにおいては、困難事例への対応、相談支援事業者への助言、専門的指導、相談支援専門員の人材育成を行い、乙訓圏域の相談支援の体制の強化に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

《サービスの現状》

成年後見制度の申立てや報酬等に対する助成の利用者は増加傾向にあります。
今後も助成対象者の増加が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用人数	人	19	22	30	33	36	39

※令和5年度は見込値

《サービス量確保の方策》

引き続き事業の普及啓発を図り、成年後見制度を必要とする障がいのある人が安心して利用できるよう支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

《サービスの現状》

地域福祉連携室及び社会福祉協議会に成年後見制度利用促進を目的とした中核機関を設置し、協議会及び合同勉強会を定期的に開催しています。合同勉強会では、専門職団体、家庭裁判所、市内関係機関との関係づくりを推進しています。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無		実施	実施	実施	実施	実施	実施

《サービス量確保の方策》

引き続き合同勉強会を実施することで、地域の関係機関の顔の見える関係づくりを推進し、新たに法人後見活動を行う団体等の確保につなげます。また、間接的に法人後見活動を行う団体を支援していきます。

⑥意思疎通支援事業

《サービスの現状》

年度によって手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用件数のばらつきはあるものの、情報保障の社会的広がりに伴い、利用の増加が見込まれます。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業について、第6期中の利用はありませんでしたが、今後は1人の利用を見込みます。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

▼手話通訳者・要約筆記者派遣事業

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳者派遣 実利用数	件	355	537	450	460	470	480
要約筆記者派遣 実利用数	件	80	92	90	95	100	105

※令和5年度は見込値

▼手話通訳者設置事業

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
設置人数	人	4	4	4	4	4	4

▼重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用人数	人	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込値

《サービス量確保の方策》

引き続き情報保障、コミュニケーション支援のために、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

⑦日常生活用具給付等事業

《サービスの現状》

年度によって利用件数のばらつきはあるものの、今後も第6期実績値と同程度又は増加が見込まれます。利用者の要望や障がいの特性に合わせて適切な日常生活用具を給付するため、令和5年度に交付要件等の適正化を図りました。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護訓練支援用具	件	10	5	25	30	35	40
自立生活支援用具	件	20	11	12	12	13	14
在宅療養等 支援用具	件	25	15	20	25	25	25
情報・意思疎通 支援用具	件	21	24	13	20	20	20
排泄管理支援用具	件	1,734	1,763	1,801	1,820	1,840	1,860
住宅改修費	件	4	3	2	3	3	3

※令和5年度は見込値

《サービス量確保の方策》

引き続き利用者の要望や障がいの特性に合わせて適切な日常生活用具を給付するため、定期的に交付要件等の見直しを行い、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

《サービスの現状》

手話教室「入門」編を市単独で開催し、手話教室「基礎」編を乙訓2市1町で共催しています。今後も継続して実施します。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
養成講習 実修了人数	人	14	24	53	45	45	45

※令和5年度は見込値

《サービス量確保の方策》

手話の習得の程度に応じた研修を継続的に実施し、聴覚障がいに理解があり手話でコミュニケーションがとれる市民を養成します。

⑨移動支援事業

《サービスの現状》

事業所は市内に22か所、乙訓圏域には他に9か所あります。

第6期の実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外出を極力控えたいという利用者の意向が反映されています。今後、利用者数は徐々に増加すると見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	168	180	174	180	185	190
利用量	時間/人	62.6	65.0	68.9	71	73	75
	時間	10,522	11,701	12,004	12,780	13,505	14,250

※令和5年度は見込値

《サービス量確保の方策》

市内事業所や関係機関と協力して人材育成に努め、サービス提供体制の確保に努めます。

⑩地域活動支援センター

《サービスの現状》

事業所は市内に3か所、乙訓圏域には他に1か所あります。

実施箇所数および利用者数は現状維持が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

			実績値（第6期）			計画値（第7期）		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数	市内	か所	3	3	3	3	3	3
	市外	か所	2	2	2	2	2	2
実利用人数	市内	人	34	32	32	34	34	34
	市外	人	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込値

《サービス量確保の方策》

特定の障がいを対象に専門的な支援を行う事業所もあるため、利用者の特性や希望に合った支援を受けられるための情報提供や、他のサービスを含め適切なサービスを利用できるよう、関係機関との連携や情報共有に努めます。

(2) 任意事業

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
福祉ホームの運営	住居を必要とする障がいのある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス	地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
生活訓練等	障がいのある人に対し、生活の質の向上を図るため、日常生活上必要な訓練・指導、活動の支援を行います。
日中一時支援	障がいのある人などに日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。
文化芸術活動振興	障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
奉仕員養成研修	要約筆記者、点訳ボランティア、朗読ボランティアの養成研修を行います。
自動車運転免許取得・改造助成	身体障がいのある人の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用や自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

①福祉ホームの運営

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所、乙訓圏域外に市民の利用している事業所が1か所あります。今後も運営補助を継続します。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
運営補助実施件数	件	2	2	2	2	2	2

②訪問入浴サービス

《サービスの現状》

市外の4事業所と契約しています。第6期実績値において利用者数は6～7人で推移しています。今後も同程度の利用者数が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	人	6	7	6	7	7	7
利用量	回/人	71	66	72	72	72	72
	回	423	461	432	504	504	504

※令和5年度は見込値

③生活訓練等

《サービスの現状》

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績がありませんでした。今後も法人の活動を支援します。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	人	0	10	10	20	20	20

※令和5年度は見込値

④日中一時支援

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所、乙訓圏域には他に1か所あります。
今後も第6期と同様の推移が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数	人	42	40	44	50	51	52
利用量	時間/人	57	48	48	50	50	50
	時間	2,404	1,929	2,120	2,500	2,550	2,600

※令和5年度は見込値

⑤文化芸術活動振興

《サービスの現状》

令和3～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数は減少しています。
今後は利用者数の微増が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	89	176	194	200	200	200

※令和5年度は見込値

⑥奉仕員養成研修

《サービスの現状》

要約筆記者の養成研修は毎年度実施しています。点訳ボランティアと朗読ボランティアの養成研修は令和5年度から各年度交互に実施しており、今後も継続して実施します。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
修了者数	人	4	3	20	10	20	10

※令和5年度は見込値

⑦自動車運転免許取得・改造助成

《サービスの現状》

第6期実績値における利用者数のばらつきはありますが、今後は2人の利用を見込んでいます。

《過去の実績と今後の見込量（年間）》

		実績値（第6期）			計画値（第7期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
免許取得利用者数	人	0	2	2	2	2	2
改造助成利用者数	人	1	0	2	2	2	2

※令和5年度は見込値

4 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策

● サービス内容 ●

サービス	実施内容
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	児童福祉サービスを利用する全ての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

※主要なサービスについては、グラフを掲載しています。

①児童発達支援

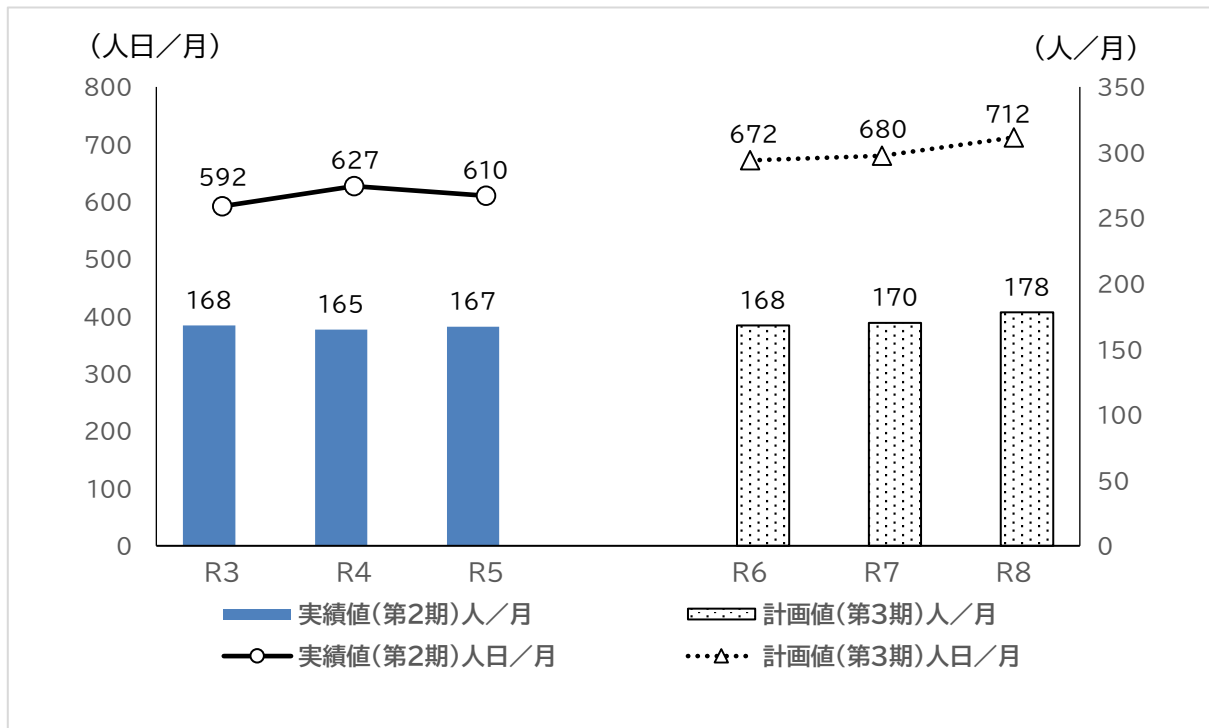
《サービスの現状》

事業所は市内に4か所、乙訓圏域には他に8か所あります。
 本市18歳未満人口の減少はあるものの、今後も利用者数の増加が見込まれます。
 令和6年度から、児童発達支援の類型（福祉型・医療型）が一元化されます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第2期）			計画値（第3期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	168	165	167	168	170	178
利用量	日/人	3.5	3.8	3.7	4	4	4
	人日	592	627	610	672	680	712

※令和5年度は見込値



②居宅訪問型児童発達支援

《サービスの現状》

事業所は乙訓圏域にはありません。平成 30 年度より新設されたサービスですが、これまで利用の実績はありません。

圏域外事業所の利用も想定し今後は 1 人の利用を見込みます。

《過去の実績と今後の見込量（1 か月あたり）》

		実績値（第 2 期）			計画値（第 3 期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	0	0	0	1	1	1
利用量	日／人	0	0	0	4	4	4
	人日	0	0	0	4	4	4

※令和 5 年度は見込値

③放課後等デイサービス

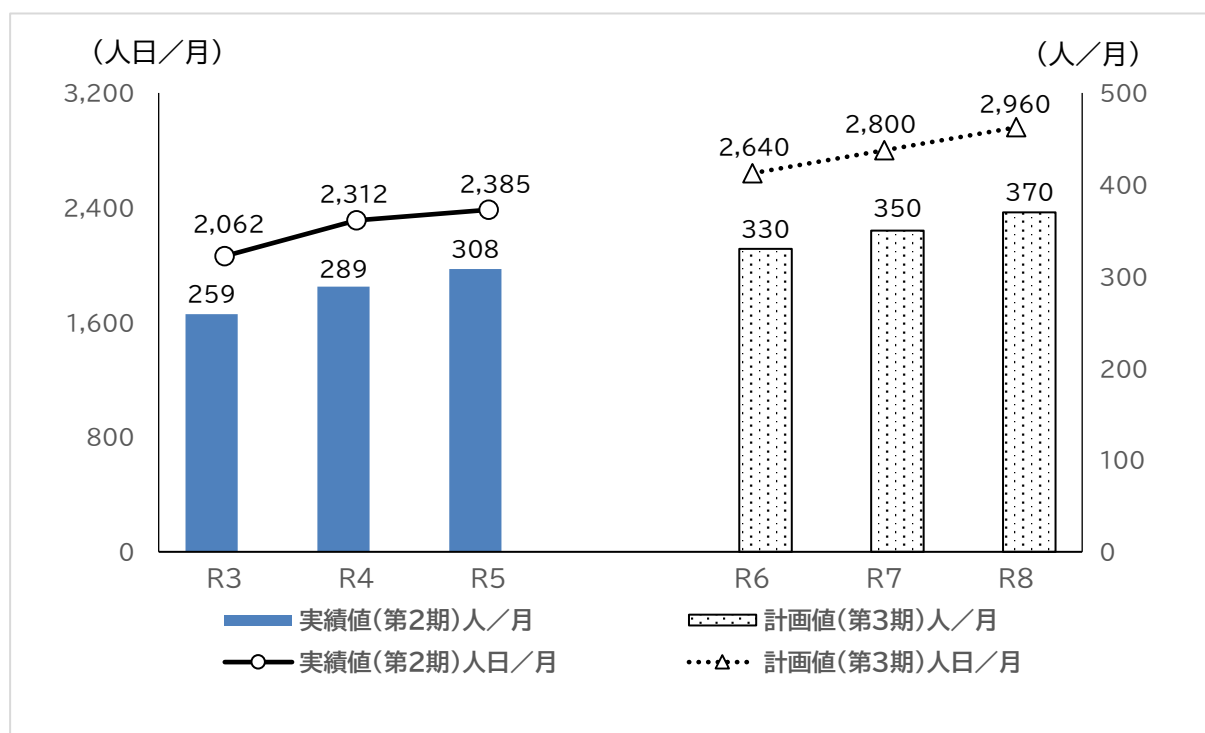
《サービスの現状》

事業所は市内に14か所、乙訓圏域には他に17か所あります。
 今後も利用者数の増加が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第2期）			計画値（第3期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	259	289	308	330	350	370
利用量	日/人	8	8	7.7	8	8	8
	人日	2,062	2,312	2,385	2,640	2,800	2,960

※令和5年度は見込値



④保育所等訪問支援

《サービスの現状》

事業所は市内に1か所、乙訓圏域には他に2か所あります。
今後も利用者数の増加が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第2期）			計画値（第3期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	6	3	4	4	5	7
利用量	日/人	2	2	2	2	2	2
	人日	12	6	8	8	10	14

※令和5年度は見込値

⑤障害児相談支援

《サービスの現状》

事業所は市内に5か所、乙訓圏域には他に6か所あります。
今後も利用の増加が見込まれます。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

		実績値（第2期）			計画値（第3期）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数	人	86	81	83	84	86	88

※令和5年度は見込値

《障がい児福祉サービスにおけるサービス量確保の方策》

令和8年度設置予定の児童発達支援センターでは、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援を新規開設し、サービス提供量の確保に努めます。また、地域における障がい児支援の中核的な役割を担う機関として家族や事業所に対し相談・助言等を行うことで圏域内のサービスの質の向上と、支援体制の整備を進めます。

障害児相談支援については、相談支援専門員の人材確保・資質向上を図るため、国に対し、相談支援専門員を雇用できる十分な報酬措置を講じるよう引き続き要望してまいります。さらに、相談支援専門員養成研修を実施する京都府に対しても、研修の定員や実施回数の増加について、引き続き要望してまいります。

また、多様化する相談内容に対応するため、相談支援事業者への支援を基幹相談支援センターにおいて実施するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。

⑥子ども・子育て支援事業計画との連携

《サービスの現状》

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に成長できるよう、長岡京市子ども・子育て支援事業計画との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

○保育所：12か所（園）（公立4か所、私立8か園）

保護者が就労や病気等の理由で、家庭で保育ができない児童を、保護者に代わって保育します。

○認定こども園：3か所

保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行います。

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）：12か所

就労等の理由で、昼間、保護者が不在である児童を学校やその他の施設等で放課後に一定時間の保育をします。

○地域型保育事業（小規模保育）：13か所

6～19人の少人数を対象に、家庭的な雰囲気のもとで保育を行います。

《過去の実績と今後の見込量（1か月あたり）》

各施設の受け入れ状況及び第3期障がい児福祉計画期間におけるの受け入れ見込み人数について、下記の通り見込んでいます。

	実績値（第2期）			計画値（第3期）			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
保育所	人	48	50	58	60	60	60
認定こども園		26	23	32	30	30	30
放課後児童健全育成事業		76	80	73	76	79	82
地域型保育事業		4	5	3	5	5	5

※令和5年度は見込値

《サービス量確保の方策》

保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、地域型保育事業においては、障がいのある児童や個別の発達支援を必要とする児童が入所を希望した際、引き続き加配職員の配置により受け入れ体制を整備します。

関係機関との連携体制を整備し、保育士等の支援員に対して障がいのある児童についての情報共有や連携等、継続的な通所が可能となるよう支援体制の整備に努めます。

第4章 計画の推進体制

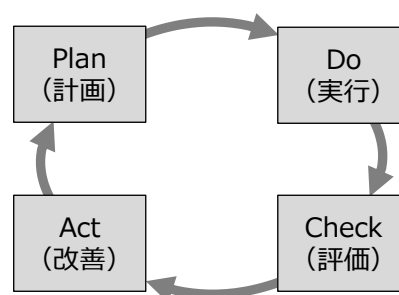
計画の推進においては、以下の点を重視します。

(1) 連携体制の充実

本市では、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野において、関係各課との連携・調整を図ります。また、京都府、近隣市町、乙訓圏域障がい者自立支援協議会、乙訓障がい者基幹相談支援センター、乙訓圏域内の各相談支援事業所や乙訓圏域を中心とした各サービス提供事業所等との連携のもとで、乙訓圏域の障がい福祉支援体制等の課題を共有し計画を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

P D C Aサイクルの考え方（右図参考）のもとで、年に1回以上、地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会において、目標として掲げた内容等を中心とした実績の報告を受け、障がい者施策等の動向も踏まえた分析と評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



(3) 国への働きかけ

課題解消のために、法制度の改正や報酬の適正化、市単独よりも広域的な事業実施が効果的であると判断したものについては、国や府へ実態を伝えていきます。

また、厳しい財政状況にある中、各施策の推進にあたっては、財源の確保も重要です。施策の進行を適正に行うために、確実な財源措置が行われるよう、引き続き国・府に対して必要な要望を行っていきます。

資料編

(1) 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 長岡京市地域健康福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、長岡京市における健康福祉を総合的に推進するため、健康福祉に関する課題及び課題解決の方向性や取組等について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康福祉分野に係る行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般に係る取組に関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (5) その他市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員 20 人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
 - (3) 第7条第4項に定める部会の部会長
 - (4) 第7条第1項に定める部会員であり、各部会から推薦された者
 - (5) 第7条第1項第5号に定める部会員であり、各部会から推薦された者
- 2 委員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進委員会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。
- 5 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、健康福祉部社会福祉課長が招集し、進行する。ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

2 推進委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(各部会の目的)

第5条 推進委員会は次に掲げる部会で構成し、各部会は、次条に規定する所掌事項について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 高齢福祉部会

(各部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関すること。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他地域の健康づくり推進に必要な事項に関すること。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関すること。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他児童福祉施策に必要な事項に関すること。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関すること。
- (2) 障がい者(児)福祉基本計画の推進及び進行管理に関すること。

(3) 障がい者福祉の推進を図るための取組に関すること。

(4) その他障がい者福祉施策に必要な事項に関すること。

高齢福祉部会

(1) 高齢者福祉施策の推進に関すること。

(2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関すること。

(3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための取組に関すること。

(4) その他高齢者対策に必要な事項に関すること。

(各部会の構成等)

第7条 各部会は、前条に規定する所掌事項に応じて、次に掲げる部会員で構成する。

(1) 学識経験者

(2) 保健福祉サービスの利用者

(3) 保健福祉サービスの提供者

(4) 関係機関及び各種関係団体の構成員

(5) 市民公募による者

(6) その他市長が必要と認めた者

2 部会員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 各部会に部会長を置くことができ、当該部会に属する部会員の互選により決定する。

5 前項の部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(各部会の会議)

第8条 各部会の会議は、次に掲げる課の長がそれぞれ招集し、進行する。ただし、部会長を置いたときは、部会長が会議を進行する。

(1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課

(2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課

(3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課

(4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

2 各部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し処理する。ただし、各部会に係るものについては、次に掲げる課においてそれぞれ処理する。

(1) 健康づくり部会 健康福祉部健康づくり推進課

(2) 児童福祉部会 健康福祉部子育て支援課

(3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課

(4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 第5条、第6条、第7条及び第8条第3項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者(児)福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。

3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会委員名簿

(敬称略、順不同)

	選出団体等の名称	氏名
部会員	相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」	石田 早苗
部会員	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	上田 康代
部会員	市民公募	栗原 楓花
部会員	京都府立向日が丘支援学校	田中 勝
部会員	乙訓医師会	池田 広記
部会長	華頂短期大学	武田 康晴
部会員	市民公募	五島 圭子
部会員	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」	中谷 大介
副部会長	長岡京市社会福祉協議会	西野 美穂
部会員	乙訓やよい会	西村 くみ子
部会員	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	山田 洋平
部会員	乙訓の障害者福祉を進める連絡会	日野 真喜
部会員	知的障がい者相談員	松本 正義
部会員	長岡京市身体障がい者団体連合会	三好 俊昭
部会員	乙訓ひまわり園	森井 詳太
部会員	乙訓ポニーの学校 施設長	小松 悦子
オブザーバー	長岡京市教育委員会事務局 学校教育課 指導主事	尾瀬 さち子

任期：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 策定経過

日時	内容
令和5年8月22日	長岡京市地域健康福祉推進委員会第1回障がい福祉部会の開催 【議題】 ○現行計画の進捗の報告 ○条例制定状況の報告 ○計画骨子案について
令和5年11月10日	長岡京市地域健康福祉推進委員会第2回障がい福祉部会の開催 【議題】 ○計画素案について ○条例改正案について
令和5年12月4日～ 令和5年12月28日	パブリックコメントの実施
令和6年2月9日	長岡京市地域健康福祉推進委員会第3回障がい福祉部会の開催 【議題】 ○条例改正案について ○計画最終案について

(4) 用語解説

あ

◆あいサポート研修・あいサポーター …P37

「あいサポート運動」は平成 21 年に鳥取県で始まった運動で、障がいのある人が困っている時にちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」の養成を行うもの。本市は平成 30 年 5 月に鳥取県と協定を結び、研修を通して障がいに関する理解・啓発活動を行っている。

◆医療的ケア児 …P11, 15

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

◆医療的ケア児等に関するコーディネーター …P15

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システムを構築するためのキーパーソン。

◆インクルージョン …P15

「包含、包み込む」ことを意味する。教育や福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念として捉えられている。

か

◆基幹相談支援センター …P11, 13, 16, 35, 38, 52, 54

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障がいのある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発、相談支援事業所のバックアップ体制構築等の業務を行う専門機関。

◆共生型福祉施設 …P13, 29, 32, 35, 38

令和元年 5 月に策定した「長岡京市共生型福祉施設整備構想・基本計画」に基づき、京都府立向日が丘支援学校の改築に合わせ、教育と福祉の連携を密にした複合的な施設を整備し、本市の高齢・障がい・児童福祉の諸課題及び増大するニーズへの対応を図るもの。

地域生活支援拠点、児童発達支援センター、健幸すぽっと（老人福祉センター）の 3 施設を基本施設としており、公設の健幸すぽっとを除き、公募により選定された民間事業者が施設の設計から建設、運営までを一体的に担う。

健幸すぽっとは令和 6 年度、その他の福祉施設は令和 8 年度に供用開始予定。

◆強度行動障がい …P13

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

さ

◆児童発達支援センター …P11, 15, 38, 52, 59

児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な障がい児支援施設。

◆障がい者自立支援協議会 …P10, 13, 54, 57

相談支援事業をバックアップし、乙訓地域で生活する障がい者（児）（難病等患者も含む）の自立と社会参加を支援するため、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う協議会。

◆障害者自立支援審査支払等システム …P17

本市においては、障がい福祉サービス・障がい児通所サービス等の受給者情報、請求情報、給付実績情報等の管理を行うシステムのことを指す。各情報を電子化して管理することでデータの集約・分析が可能となる。

◆重層的支援体制整備事業（とりこぼさない支援体制整備事業） …P35

家庭の中で複雑化・複合化している課題や、制度のはざまにある課題への支援を行うため、断らない包括的な支援体制を整備する目的で、相談支援（包括的相談支援事業・他機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施するもの。本市では令和5年度から実施。

◆成年後見制度 …P11, 36, 39

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

◆成年後見制度法人後見 …P36, 39

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当しているため、担当している職員が何らかの理由でその事務を行なえなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができる。

た

◆誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例 …P1, 36

共生のまちをめざして4つの基本理念のもと、障がいのある人が地域社会を構成する一員として日常生活及び社会生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るための施策等を推進していくために、平成30年4月1日に施行された条例。

◆地域生活支援拠点 …P13, 29, 32, 35, 38, 59

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

◆地域包括ケアシステム …P13

高齢者、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らす全ての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

は

◆ピアカウンセリング …P37

「ピア」とは「仲間」や「対等な立場の人」という意味で、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたもの。

◆ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム …P17

児童の行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。親が日常生活で児童に適切にかかわることができるようになることで、児童の行動改善や発達促進が期待できる。

◆ほっこりんぐ事業 …P29

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、本市において障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るために、障がい者就労施設等で製作された商品・食品等を販売する場所を市役所ロビーや、イベントにおいて設けるもの。また、参加事業所が受注可能な物品・役務に関するカタログを作成し、市及び関係機関で共有している。

ま

◆モニタリング …P33, 47

サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービス利用状況の把握など継続的に評価を行うこと。

「障害」と「障がい」の表記について

障がいのある方の人権を尊重し、市民の障がいのある方への理解を深めるため、長岡京市では平成21年4月以降、「障害」の表記を「障がい」に変更することにしました。

「障害」という言葉が人や人の状態を表す場合は、すべて「障がい」と表記します。ただし、法令や機関の名称、医学用語などは、「障がい」と表記することで意味が失われたり、誤解されたりするおそれがあるため、「障害」と表記しています。

長岡京市障がい福祉計画（第7期計画）
長岡京市障がい児福祉計画（第3期計画）

発行日：令和6年3月

発行：長岡京市 健康福祉部 障がい福祉課
〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号
TEL：075-955-9549 FAX：075-952-0001